



日・アゼルバイジャン租税条約



背景

- アゼルバイジャンは、1986年に発効した日・ソ租税条約をソ連解体・独立後に承継。
- アゼルバイジャンは、カスピ海に面し、アジアと欧州を結ぶ要衝に位置。天然資源に恵まれ、日系企業も同国最大の油田及び石油パイプラインに由来から権益を保有している。近年、日系企業の進出も増加傾向にあるなど、日本とアゼルバイジャンの経済関係が緊密化。

主な内容(現行条約の全面改正)

- ◆ 投資先の国(源泉地国)における課税の更なる軽減等、二重課税の除去のための規定を拡充

(1) 企業の事業活動による利得(事業利得)

進出先の国は、相手国企業に対して、恒久的施設(支店等)がなければ課税することができない。

(2) 配当・利子・使用料に対する源泉地国での課税の上限(限度税率)を引下げ

	配当	利子	使用料
現行	15%	免税(政府受取等) 10%(その他)	免税(著作権) 10%(その他)
改正後	7%	免税(政府受取等) 7%(その他)	7%

(3) 条約の規定に適合しない課税の解決のための相互協議手続

- ◆ 脱税・租税回避行為を防止するための規定を拡充

(1) 脱税等の防止のための税務当局間での情報交換に関し、国際標準に即した規定を導入

(2) 相手国の租税債権の徴収について相互に支援を行うための規定を導入

(3) 条約の特典の濫用を防止するための規定を導入

早期締結の必要性

- 日・ソ租税条約の内容をアゼルバイジャンとの間で早期に改正することにより、両国間の投資・経済交流を一層促進するとともに、脱税・租税回避行為に対処するための枠組みを構築する必要がある。



■ 人口

1,030万人(2022年)

■ 一人当たりGDP:

5,398米ドル(2021年)

■ 在留邦人:

37人(2022年10月現在)

■ 進出日系企業:

17社(2021年)

■ 進出分野:

卸売・小売、製造、農・林業等

(参考)

- アゼルバイジャンは、G7諸国、中国、韓国、インド等約60か国・地域との間で租税条約が発効済み。

- 2019年10月にアサドフ国会議長(当時)、2021年3月にマムマドフ法務大臣が訪日。2022年5月に本田外務大臣政務官(当時)が訪問。

- 2022年12月に署名(於:バクー)。